

正 誤 表

「NiCE 看護管理学（改訂第2版 第1刷～第4刷）」

下記の箇所にご迷惑がございました。謹んでお詫びし訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
6	本文下から4行目	③ <u>独占的業務</u> ：保健師，助産師，看護師，准看護師 <u>ともに</u> 名称と業務の独占が	③ <u>独占的権限</u> ：保健師には名称の独占が，助産師，看護師，准看護師には名称と業務の独占が
15	本文9-11行目	1992年，2人の社会学研究家（グリック [Gulick YL] とアーウィック [Urwick YL]，米国のフランクリン・ルーズベルト (Roosevelt FD) 大統領の非公式なアドバイザー）とファヨール (Fayol) が <u>7つの頭文字</u> を使ってマネジメント過程について提示した。	1937年，2人の社会学研究家（グリック [Gulick YL] とアーウィック [Urwick YL]，米国のフランクリン・ルーズベルト (Roosevelt FD) 大統領の非公式なアドバイザー）は <u>ファヨール (Fayol) が示した経営者の7つの職務の頭文字</u> を使ってマネジメント過程について提示した。
88	本文下から6行目	計数としては <u>売上高労働分配率</u>	計数としては <u>人件費率</u>
88	本文下から4行目	① <u>売上高労働分配率</u> (%)	① <u>人件費率</u> (%)
90	本文2行目	=在院患者延べ数÷	=在院患者延べ日数÷
91	本文2行目	在院患者延べ数÷実働病床数 ^{*2} ×100	在院患者延べ数÷実働病床数 ^{*2} ÷365×100
92	本文7行目	損益分岐点とは	損益分岐点 <u>患者数</u> とは
105	本文 3-4 行目	<u>入院患者 1 人</u> に対する <u>看護師</u> の人数	<u>看護師1人</u> に対する <u>入院患者</u> の人数
127	本文下から 4 行目	診療報酬は毎年改定されるため，	<u>定期・臨時あわせると診療報酬や薬価は毎年</u> のように改定されるため，
211	本文 2 行目	一 療養の給付並びに入院時食事療養費， <u>特定療養費</u> ，療養費，訪問看護療養費及び移送費	一 療養の給付並びに入院時食事療養費， <u>入院時生活療養費</u> ， <u>保険外併用療養費</u> ，療養費，訪

		の支給	間看護療養費及び移送費の支給
〃	本文9行目	七 家族埋葬費の支給	七 家族埋葬料の支給
〃	本文11行目	九 高額療養費の支給	九 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
213	本文7行目	地方社会保険事務局	地方厚生局
217	本文下から8行目	国で定められた特定疾患の患者	国で定められた特定疾病の患者
〃	本文下から6行目	65歳未満の者で特定疾患の患者	65歳未満の者で特定疾病の患者
221	本文下から6行目	審議会である.	審議会等である.
〃	本文下から3行目から始まる段落	厚生労働省の審議会は、基本的な政策を審議する2つの審議会（社会保障審議会および厚生科学審議会）と、行政の執行過程における基準の作成、行政処分、不服審査等にかかわる事項を審議する6つの審議会（疾病・障害認定審査会、薬事・食品衛生審議会、中央社会保険医療協議会、医道審議会、援護審査会、社会保険審査会）の、合わせて8つの審議会がある。	厚生労働省の審議会等には、基本的な政策を審議する社会保障審議会、厚生科学審議会や、行政の執行過程における基準の作成、行政処分、不服審査等にかかわる事項を審議する疾病・障害認定審査会、薬事・食品衛生審議会、中央社会保険医療協議会、医道審議会、援護審査会、社会保険審査会などがある。
234	本文下から13行目	5疾患	5疾病
246	本文下から10行目	social network system (SNS)	social networking service (SNS)
253	本文3行目	この中の⑦に示されている	この中の④、⑤に示されている
〃	本文6行目	条件の中の「⑥職務活動において自律性を有すること」という点である。	条件の中の②、職務活動において「自律性」を有するという点である。
261	本文16行目	支援すること ^㉒ が、	支援すること ^㉒ が、
〃	本文下から17行目	時代といわれ ^㉓ 、	時代といわれ ^㉓ 、
〃	本文下から11行目	だろうか ^㉔ 。	だろうか ^㉔ 。
〃	本文下から2行目	いわれている ^㉕ 。	いわれている ^㉕ 。

2022年9月7日

株式会社南江堂